

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る村税の特別措置条例の一部を改正する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る村税の特別措置条例(令和3年御杖村条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。